

長野県住宅審議会に設置する
公的賃貸住宅のあり方検討専門委員会に係る規定

4 建住公第 102 号
令和 4 年 8 月 5 日

(設置)

第 1 条 県内の住宅セーフティネットとなる公的賃貸住宅等の長期に亘る確実な供給を可能とするため、公的賃貸住宅のあり方検討専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 専門委員会は、県内の公的賃貸住宅のあり方等について、調査審議するものとする。

(組織)

第 3 条 専門委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者のうちから建設部長が任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、追加委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

(委員長等)

第 5 条 専門委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 専門委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(事務局)

第 7 条 専門委員会の事務局を建設部建築住宅課公営住宅室に置く。

(補足)

第 8 条 この規定に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、建設部長が定める。